

アイワ電設開発行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 3月 1日～ 令和9年 2月 28日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、所定外労働を1人当たり月平均20時間以下とする。

<対策>

- 令和6年3月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和6年4月～ 社内検討委員会での検討
- 令和6年5月～ 全社員を対象に所定外労働削減のための研修を実施

目標2：計画期間内に、年次有給休暇の取得率を1人当たり平均年間70%以上とする。

<対策>

- 令和6年3月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年4月～ 社内検討委員会での検討
- 令和6年4月～ 有給休暇取得促進のポスター掲示等、取得促進のための取組開始